

令和5・6年度（追加申請分）

八潮市競争入札参加資格 審査申請の手引き

物 品 等

（注）この手引きは物品等業種（土木施設維持管理を除く）用です。

建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務については、埼玉県との共同受付に係る「建設工事請負等入札参加資格審査申請の手引」（埼玉県ホームページ）をご覧ください。

※申請書の提出に当たっては、手引き及び記入例を必ず確認し、正確に記載をしてください。

※草加八潮消防組合が発注する契約を受注する場合は、草加市への入札参加資格登録が必要となります。

八潮市の様式では草加八潮消防組合の入札参加資格申請を行うことはできませんのでご注意ください。
（草加市への登録申請方法等については、草加市ホームページをご覧ください。）

申請書及び添付書類に、故意に虚偽の事項を記載したときは、入札参加資格を取り消します。

また、この手引きには、登録期間を通して必要となる登録情報の変更の届け出等についても記載されていますので、令和7年3月31日までは大切に保存してください。

要 保 存

八 潮 市 役 所 総 務 部 契 約 検 査 課

お問い合わせ先

契約検査課 契約担当

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL：048-996-2348（直通）

※申請書類は八潮市ホームページ（トップページ>事業者向け>入札・契約>入札参加資格）「令和5・6年度（追加申請）物品等入札参加資格審査申請受付について」のページよりダウンロードしてください。

URL…http://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/sankashikaku/buppinto.html

目次

I 共通

1	資格審査申請対象者	1
2	申請できない方	1
3	受付方法	1
4	登録期間	1
5	審査結果等	2
6	申請用紙	2
7	納税証明書の写し	2
8	市税の納税状況に関する証明書	2
9	その他	3

II 申請方法

1	提出書類一覧表	4
2	提出書類についての注意事項	5
(1)	八潮市物品等入札参加資格審査申請書 (八潮市物品等様式第1号)	5
(2)	委任状 (八潮市物品等様式第2号)	5
(3)	営業所一覧表 (八潮市物品等様式第3号)	6
(4)	業者カード・売上高 (八潮市物品等様式第4号)	6
(5)	事業所の写真及び位置図 (八潮市物品等様式第5号)	6
(6)	住民票の写し	6
(7)	市区町村の交付する身分証明書の写し	6
(8)	登記されていないことの証明書の写し	6
(9)	履歴(現在)事項全部証明書の写し	6
(10)	法人番号指定通知書の写し又は「国税庁法人番号公表サイト」の画面の写し	7
(11)	登録通知書、免許又は許可通知書等の写し	7
(12)	財務諸表の写し	7
(13)	役員名簿及び組合員名簿の写し	7
(14)	納税証明書の写し	7
(15)	市税の納税状況に関する証明書	7
(16)	I S O認定書の写し	7
(17)	障害者雇用状況報告書の写し	7
(18)	代理申請する場合の委任状	7
	【申請についての注意事項】	8
3	【様式第4号】業者カード・売上高の記入について	9

III 申請後の注意事項

1	変更届について	12
2	入札参加資格の承継について	12
3	入札参加資格の抹消について	12

業種・物品業務内容(一覧表)	13
----------------	----

入札(見積)書、委任状作成時の注意事項	22
---------------------	----

I 共 通

1 資格審査申請対象者

(1) 対象契約

八潮市（水道事業等を含む。）が締結する（2）対象業務に掲げる契約の競争入札（一般競争入札を含む。）に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請をしなければなりません。

随意契約による受注を希望する場合でも、原則として競争入札の参加資格審査の申請が必要となります。

(2) 対象業務

リース・レンタル、清掃業務委託、物品の販売、買受け、印刷、電算業務、催物、映画、広告その他の業務、建築物管理業務等（以下「物品等」という。）

2 申請できない方

次のいずれかに該当する方は、申請できません。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する方

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、市の一般競争入札に参加させないこととされた方

ウ 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により、市の指名競争入札に参加させないこととされた方

エ 八潮市建設工事等指名競争入札参加者の資格等に関する規則第3条第3号又は第4号の規定に該当する方

オ 申請する業種について、それぞれ必要な登録、免許、許可等を受けていない方

※「4. 入札参加希望業種・細目コード・許認可等一覧表」に記載された、各申請業種に対応する登録、免許、許可等が必要です。

カ 法人税、消費税及び地方消費税が未納な方

キ 八潮市内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する事業者にあつては、八潮市税が未納な方

3 受付方法

(1) 以下の宛て先に申請書類を郵送すること。

〒340-8588

八潮市中央1-2-1

八潮市役所 総務部 契約検査課 契約担当 宛て

※封筒に、「令和5・6年度物品等入札参加資格審査申請書類」と明記のこと。

※申請書類を受領した証明等が必要な場合は、返送先を明記したハガキ等（送料分の切手を貼付したもの）を同封してください。切手を貼付していない場合は、返送できませんのでご了承ください。

(2) 受付期間

令和5年11月1日（水） から 令和5年11月24日（金） まで

※期間内の消印または発送日付（メール便等の場合）のみ有効

受付期間を過ぎた消印または発送日付の書類の受付は、一切致しません。

(3) 書類のまとめ方

申請書類は様式番号順（様式第1号、第2号、…）に揃え、添付書類と併せてクリップ等でまとめて封筒に入れ郵送してください。（ホッチキス止め、又は製本ファイル等に綴じないでください。）

4 登録期間

令和6年3月1日から令和7年3月31日まで（1年1か月間）

5 審査結果等

審査結果は個別に通知しません。電話あるいは文書による欠格事項等の通知がなければ、資格がある者として登録されることとなります。

ただし、**入札参加資格者名簿に登載されたすべての事業者（支店等の委任先で登録を行った場合は委任先）へ、令和6年2月末～3月中旬頃までに受付番号を郵送にて通知します。**

欠格事項等の連絡等もなく、4月以降になっても受付番号の通知が届かない場合は、ご連絡ください。

※審査の結果、資格の認定を得たものは八潮市競争入札参加資格者名簿に登載し、令和6年3月に公開します。公開の対象となる項目は、受付番号、法人番号、商号又は名称（委任先）、郵便番号、所在地、業種、物品業務内容です。

※申請内容及び審査結果等は、一般に公開及び他の自治体等に提供することがあります。

※審査後の業者情報登録の際、商号又は名称、代表者氏名等に用いられた外字は、他の平易な漢字、カタカナ等に置き換えることがあります。

※申請後、登録期間開始までの間に、法律、政令等による住所表記の変更があったときは、当該法律、政令等により住所表記を変更して登録します。

※受付番号の通知文書は、所在地宛てに発送します。申請後、所在地の変更があったときは、通知文書が到達するよう遅滞なく郵便物の転送手続をとってください。

6 申請用紙

八潮市ホームページ掲載の様式を使用してください。

7 納税証明書の写し（申請日前3か月以内に発行されたものに限ります。）

ア 法人税（法人）又は所得税（個人事業者）及び消費税（地方消費税）の納税証明書の写し

① 申告先の税務署が発行する納税証明書様式：

・法人の場合は「**その3の3**」（「**法人税**」及び「**消費税及地方消費税**」について**未納税額のない証明書**）

・個人事業者の場合は「**その3の2**」（「**申告所得税**」及び「**消費税及地方消費税**」について**未納税額のない証明書**）

の写しを提出してください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて上記の書類が税務署で発行されない場合は、ア、イどちらかの書類を提出してください。

ア 納税の猶予許可通知書の写し

イ 猶予制度の適用を受けていることがわかる「納税証明書（その1）」（※コピー可）

（ア、イの書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。）

（新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度等（ア、イの書類の発行方法等）については、税務署にお問合せください。）

② 事業所を開設したばかりで納税証明書が取れない場合は、開設届を提出している旨の証明書の写しを添付してください。

③ 免税事業者である場合であっても、納税証明書を必ず提出してください。

④ 納税証明書交付請求書は、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>) からダウンロードすることができます。

⑤ その他、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書について不明瞭な点は、申告先の税務署へ問い合わせてください。

⑥ 偽造納税証明書対策のため、**納税証明書の真偽について発行元の税務署に確認**する場合があります。

8 市税の納税状況に関する証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限ります。）

※八潮市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある事業者は、提出必須です。

① 市税の納税状況に関する証明書（入札参加資格審査申請用）の様式に必要事項を記入の上、八潮市役所納税課（本庁舎1階）にて証明を受けたものを提出してください。なお、この証明

は、出先機関（駅前出張所等）では交付できませんのでご注意ください。

- ② 「市税の納税状況に関する証明書（入札参加資格審査申請用）」で確認する税目は、八潮市税（法人市民税（個人事業者の場合は市県民税）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、市県民税（特別徴収分）、国民健康保険税）です。
- ③ 法人設立後又は八潮市内に事業所を設置後間もなく、法人市民税の初回の納期限が到来していない場合などは、法人の設立（設置）変更等申告書（八潮市の受付印のあるもの）の写し、法人設立（設置）届出書（電子申請完了済の記載のあるもの）の写し又は法人営業届出済証明書（八潮市役所市民税課で発行。写し可。）のいずれかを併せて提出してください。
- ④ 詳細については、八潮市ホームページの「入札参加資格審査申請における市税の納税状況に関する証明書の提出について」をご覧ください。
- ⑤ 免税事業者である場合であっても、必ず提出してください。
- ⑥ この証明書の発行手数料は1通あたり200円です。
- ⑦ 証明書の内容により、他の証明書類等の提出を個別に求める場合があります。
- ⑧ 令和5・6年度用として、建設工事等の申請で既に原本を提出している場合は、改めて証明書を取得せず、コピーを提出しても構いません。ただし、物品等の申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。

※7及び8の証明書中に未納と認められる税目がある場合、申請を受け付けません。

9 その他

※申請の受付後、軽微な記入漏れ等は、電話確認等を行い修正させていただく場合があります。

※申請の受付後、申請者（入札参加資格が有効となったときは入札参加資格者（以下この項において同じ。）又は申請者の役員、関係者等について、暴力団関係該当の有無を所轄の警察署に照会する場合があります。

※申請の受付後、八潮市内の事業所での申請者については、必要に応じて営業実態を確認する調査を行うことが有りますので、あらかじめご了承ください。

※審査後、八潮市競争入札参加資格者名簿に登録された内容は庁内に提供し、八潮市が発注する契約の際に業者選定の対象となりますが、選定や契約を約束するものではありません。

II 申請方法

1 提出書類一覧表（提出部数はいずれも1部）

書類の作成、準備に当たっては、必ず以降の手引きの内容及び記入例を確認して提出してください。

	書 類 名	注 意 事 項
1	八潮市物品等入札参加資格審査申請書 (八潮市物品等様式第1号)	原則、全申請者提出
2	委任状 (八潮市物品等様式第2号)	代理人を置く場合（委任する場合） は提出
3	営業所一覧表 (八潮市物品等様式第3号)	原則、全申請者提出
4	業者カード・売上高 (八潮市物品等様式第4号)	原則、全申請者提出
5	事業所の写真及び位置図 (八潮市物品等様式第5号)	申請する事業所が八潮市内の場合 は提出
6	住民票の写し (※コピー可)	個人事業者は提出
7	市区町村の交付する身分証明書の写し (※コピー可)	
8	登記されていないことの証明書の写し (※コピー可) (後見登記等ファイルに成年被後見人、 被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明)	
9	履歴（現在）事項全部証明書の写し (※コピー可)	法人は提出
10	法人番号指定通知書の写し又は「国税庁 法人番号公表サイト」の画面の写し (※コピー可)	
11	登録通知書、免許又は許可通知書等の写し (※コピー可) (注) 申請日現在有効なもの	営業許可等が必要な場合は提出
12	財務諸表の写し (※コピー可) (注) 審査基準日直前1事業年度分（12か月分）	原則、全申請者提出
13	役員名簿及び組合員名簿の写し (※コピー可)	協同組合等は提出
14	納税証明書の写し (※コピー可) (注) 2ページの「7 納税証明書の写し」を参照	原則、全申請者提出
15	市税の納税状況に関する証明書 (注) 2ページの「8 市税の納税状況に関する証明書」 を参照	八潮市内に事業所がある場合は提 出
16	I S O認定書の写し (※コピー可)	取得している場合は提出
17	障害者雇用状況報告書の写し (※コピー可) (注) 報告義務のある事業者で、所轄の公共職業安定所に 提出した直近のもの	八潮市内の法人及び個人事業者で 報告義務のある場合は提出
18	代理申請する場合の委任状	行政書士が代理する場合は提出

(注) 審査基準日は申請日（申請書類の提出日）直前の決算日です。

ア 1～5の書類についてはワード及びエクセルファイルへ直接入力してください。

イ 書類はすべて、A4サイズに複写して作成してください。

2 提出書類についての注意事項

提出書類は、次の注意事項に従って作成してください。

共通注意事項（様式第1号～第5号作成時）

- ・住所欄は、〇〇丁目〇〇番地〇〇号等について、「-（ハイフン）」で記入し、「大字」や「字」は削除して記入してください。（例：八潮市大字中央一丁目2番地1⇒八潮市中央1-2-1）
- ・フリガナ欄は、株式会社、有限会社等を含めない名称のみを記入し、「シャ」、「ツ」等の拗音、促音等は「シヤ」、「ツ」など、大文字で記入してください。また、「・」を記入しないでください。（例：「X・Y株式会社」⇒「エツクスワイ」）
- ・商号又は名称欄は、（株）、（有）等と省略せず、株式会社、有限会社等と記入してください。
- ・代表者の役職名欄は、謄本に記載されているとおりに記入してください。
- ・すべての欄において、スペースを空けないでください。（姓と名の間にも不要です。）

(1) 八潮市物品等入札参加資格審査申請書（八潮市物品等様式第1号）

ア 申請は、代表者名（株式会社の場合は代表取締役、個人の場合は事業主）で行い、代表者印（実印）及び使用印鑑を押してください。なお、印鑑証明書の添付は不要です。

※使用印鑑については、下記の「契約時等に使用可能な印鑑」をご覧ください。

※代表者印と使用印鑑が同じ場合でも、代表者印欄と使用印鑑欄の両方に押印をしてください。ただし、代理人を置く場合（委任する場合は、様式第1号の使用印鑑欄の押印は不要です。

イ 謄本上の本店所在地が主たる営業所（本店）の所在地と異なる場合は必ず記入してください。同じ場合は記入不要です。

(2) 委任状（八潮市物品等様式第2号）

ア 代理人を置く（代表者以外の者が契約者となる）場合は提出してください。

イ 1業種当たり複数の代理人を置くことはできません。


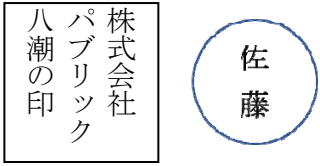

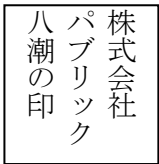
ウ 代表者印（実印）及び使用印鑑（代理人使用印）を押してください。また、使用印鑑を社印と個人印の組み合わせとで使用する場合、必ず社印と個人印の両方を押印してください。

※代理人・・・代表者に代わり契約を行う者（契約者となる者）のことです。事務等を実際に行う担当者のことではありません。

（代理人となる者の例：支社長、支店長、営業所長等）

※使用印鑑・・・入札書、見積書、契約書及び請求書等に押印する印鑑となります。

契約時等に使用可能な印鑑（使用印）

使用可（下記のいずれか）	使用不可（誤りの例）
<p>●実印（印鑑証明と同じ印鑑）</p> <p>●契約者役職印 （例：代表取締役印、支店長印、営業所長印等）</p> <p>●社印と契約者の個人印の組み合わせ</p>   <p>※社印と個人印の組み合わせを使用する場合は、<u>必ず両方の押印が必要</u>です。</p>	<p>●個人印のみの押印 ※ただし、個人事業者の場合は個人印のみでも可</p>  <p>●社名のみの印鑑の押印（個人・法人とも不可）</p> 

(3) 営業所一覧表（八潮市物品等様式第3号）

- ア 営業所が多数あり様式に記入しきれないような場合は、任意書式による代替提出も可とします。
- イ 任意書式には、様式第3号に記載されている内容（営業所の名称、所在地）を記入してください。

(4) 業者カード・売上高（八潮市物品等様式第4号）

※記入方法については、9ページ以降の「3 業者カード・売上高の記入について」をご覧ください。

(5) 事業所の写真及び位置図（八潮市物品等様式第5号）

ア 申請する事業所が八潮市内の場合（八潮市内にある本店、支店・営業所等で入札参加資格の申請を行う場合）のみ提出してください。

（申請する事業所が八潮市内でない場合は提出の必要はありません。）

イ 全景写真は、社名が確認できるよう看板等を含めて撮影し、【1／3】に貼り付けてください。

ウ 内部写真は、広範囲に写るよう撮影し、【2／3】に貼り付けてください。

※イ及びウの写真は、デジタルカメラ撮影による印刷物でもかまいません。（※白黒不可）

エ 位置図は、【3／3】に記入若しくは住宅地図等の写しを貼り付けてください。記入する際は、目印となる道路、建物を含めて記入してください。住宅地図等の写しを貼り付ける場合は、事業所の所在地を地図の中央付近に明示してください。

オ 申請された事業所の所在について、現地確認等を行う場合があります。

● 申請様式（様式第1号～第5号）は、原則、ホームページよりダウンロードしたワード及びエクセルのファイルに直接入力の上、印刷して提出ください。（**様式第5号のみカラー印刷必須、他は白黒可**）

(6) 住民票の写し（個人事業者）

ア 申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。

イ 発行についてご不明な点は、各市区町村の住民票担当課へ問い合わせてください。

ウ 個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

（※個人番号の記載のあるものは受理しません。）

(7) 市区町村の交付する身分証明書の写し（個人事業者）

ア 申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。

イ 民事処分（禁治産者、準禁治産者、後見登記、破産宣告）の有無に関して証明するものです。本籍のある市区町村での交付となります。

（※運転免許証や住民基本台帳カード等のことではありません。）

ウ 発行についてご不明な点は、各市区町村の戸籍担当課へ問い合わせてください。

(8) 登記されていないことの証明書の写し（後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明）（個人事業者）

ア 申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。

イ 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないという3項目を証明しているものを提出してください。

（※成年被後見人、被保佐人の2項目のみの証明もありますので、ご注意ください。）

ウ 証明書の発行についてご不明な点は、下記に問い合わせください。

東京法務局 後見登録課 電話：03-5213-1234（代表）

エ 登記されていないことの証明書を提出できない場合は、他の書類を提出していただきますので、八潮市に問い合わせください。

(9) 履歴（現在）事項全部証明書の写し（法人）

ア 申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。

イ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を提出してください。

- (10) 法人番号指定通知書の写し又は「国税庁法人番号公表サイト」の画面の写し (法人)
- ア 国税庁から送付された法人番号指定通知書の写し又は「国税庁法人番号公表サイト」の画面の写し(法人番号がわかるもの)を提出してください。
 - イ **個人事業者の場合は、提出不要**です。マイナンバーカードは**絶対に提出しないで**ください。
- (11) 登録通知書、免許又は許可通知書等の写し
- ア 登録を行う業種によって、営業に許可等が必要な場合があります。業種・物品業務内容(一覧表)を参照し、業種登録に必要な登録通知書、免許又は許可通知書等の写しを提出してください。許可等が必要な業種で登録の証明ができない場合は、その業種について入札参加資格登録を行うことはできません。
 - イ 申請日現在有効なものについて、すべて提出してください。
- (12) 財務諸表の写し
- ア 審査基準日直前の1事業年度分(12か月分)を提出してください。
 - イ 事業所を開設して1年経過していない場合(決算期を迎えていない場合など)は、様式第4号の記述欄等にその旨を記入し、法人の設立(設置)変更等申告書(八潮市の受付印のあるもの)の写し、法人設立(設置)届出書(電子申請完了済の記載のあるもの)の写し又は法人営業届出済証明書(八潮市役所市民税課で発行。写し可。)のいずれかを提出してください。
 - ウ 他社を吸収合併した等の理由により決算日を変更し12か月以下の変則決算期がある場合は、12か月分を超えるまでの財務諸表を提出してください。
 - エ 個人事業者の場合は、12か月分の所得税確定申告書の写し・所得税青色申告決算書の写しを提出してください。
- (13) 役員名簿及び組合員名簿の写し
- ア 協同組合、協業組合、企業組合等は提出してください。
 - イ 申請日現在の名簿で、役員氏名、組合員名並びにその代表者氏名及び営業所所在地を記載してあるものを提出してください。
- (14) 納税証明書の写し
- 「I共通」の「7 納税証明書の写し」の項(2ページ)を参照してください。
- (15) 市税の納税状況に関する証明書
- ア 八潮市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合は提出してください。
 - イ 「I共通」の「8 市税の納税状況に関する証明書」の項(2ページ)を参照してください。
- (16) ISO認定書の写し
- ア ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズを取得している場合は提出してください。
 - イ 取得している場合は、事業者の所在地によらず、すべて提出してください。
 - ウ 認証事業の範囲、認証組織・事業所の範囲の分かる書類を併せて提出してください。
- (17) 障害者雇用状況報告書の写し
- 八潮市内の法人及び個人事業者で報告義務のある場合は提出してください。
- (18) 代理申請する場合の委任状
- 行政書士が代理して申請する場合は提出してください。(様式は任意)

【申請についての注意事項】

- **申請書類（様式、証明書類等）はすべて新規に作成し、最新のものを提出してください。** 前回登録申請時に使用した様式及び添付書類は流用できません。
- **業種登録につきましては、1法人で5業種までの登録となります。**

（※主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5つまでとなります。）

また、同一の業種は、複数の事業所（本店と支店等）で重複して登録することはできません。

【○：登録可の例】

事例1) ○○○株式会社 本店・・・「20 建設用資材」、「22 電気製品・通信機器」、「28 建物総合管理」の3業種を選択

○○○株式会社 △△支店・・・「31 建物設備機器管理」、「36 浄化槽管理」の2業種を選択

⇒併せて5業種の登録となるため可

【×：登録不可の例】

事例2) ○○○株式会社 本店・・・「20 建設用資材」、「22 電気製品・通信機器」、「28 建物総合管理」「31 建物設備機器管理」、「36 浄化槽管理」、「45 リース・レンタル業務」の6業種を選択

⇒5業種を超えるため不可

事例3) ○○○株式会社 本店・・・「20 建設用資材」、「22 電気製品・通信機器」、「28 建物総合管理」の3業種を選択

○○○株式会社 △△支店・・・「21 消防用品・消防機材」、「36 浄化槽管理」、「45 リース・レンタル業務」の3業種を選択

⇒本店と支店で併せて6業種となり、5業種を超えるため不可

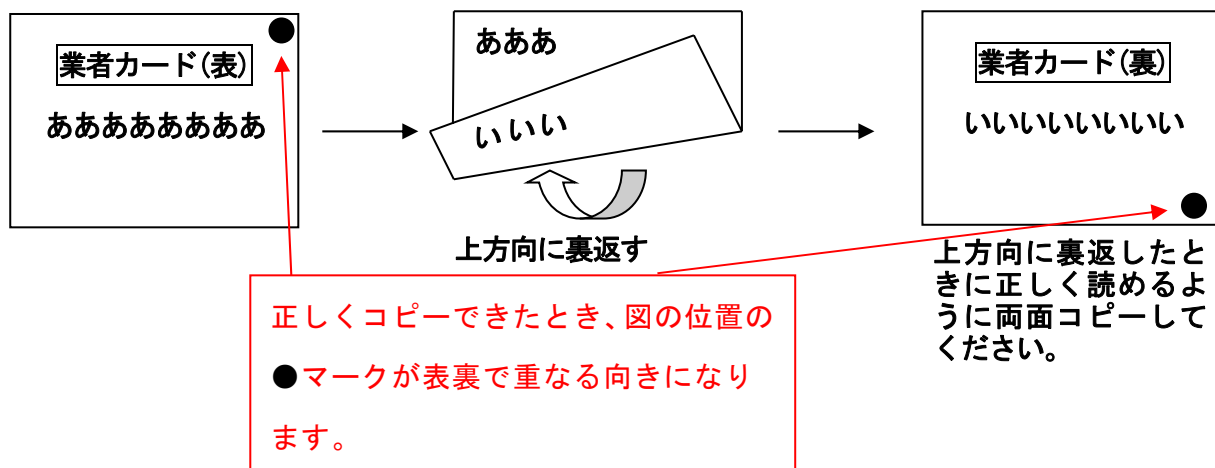
事例4) ○○○株式会社 本店・・・「20 建設用資材」、「22 電気製品・通信機器」、「28 建物総合管理」の3業種を選択

○○○株式会社 △△支店・・・「20 建設用資材」、「36 浄化槽管理」の2業種を選択

⇒5業種以内であっても、同一の業種を複数事業所で重複して登録できないため不可

3 【様式第4号】業者カード・売上高の記入について

- ◎入札参加希望業種（5つ以内）を2か所（本店と支店等）に分けて登録申請する場合は、それぞれの登録事業所ごとに「業者カード（物品等）」を作成してください。
- ◎業者カードの様式はホームページから取得し、データで直接入力したものを下図のとおり表面と裏面を両面印刷（長辺とじ）して、1枚で提出してください。
- ◎業者カードの項目を追加又は削除するなど様式の形状を変えることはできません。



① 法人又は個人の別・法人番号・商号又は名称

※法人又は個人の別を選択してください。

※法人の場合は、13桁の法人番号を記入してください。なお、個人の場合は記入しないでください。

② 主たる営業所（本店）の所在地

※電話番号・ファクシミリ番号は、市外局番、市内局番、番号とも各欄に記入してください。

※電子メールアドレスは、主たる営業所（本店）内において、連絡が可能なアドレスを記入してください。

④ 代理人を置く営業所等の所在地

※委任状（様式第2号）を提出する場合は、記入してください。

※電子メールアドレスは、代理人を置く営業所内において、連絡が可能なアドレスを記入してください。

⑤ 代理人

※委任状（様式第2号）を提出する場合は、記入してください。

⑥ 申請事務担当者

※電話番号・ファクシミリ番号・電子メールアドレスは、申請事務担当者に連絡が可能な番号及びアドレスを記入してください。

※申請事務担当者は、行政書士等が申請を代理して行う場合でも、必ず事業所内における申請事務担当者を記入してください。代表者や代理人は申請事務担当者を兼ねることが出来ます。

※行政書士は、申請を代理して行う場合は記入してください。

⑦ ISO登録の有無

- ※ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズについて、審査基準日現在において、取得している場合は、有を選択し、認証機関名、登録番号、取得又は更新年月日（西暦）を記入してください。併せて、ISO認定書の写しを提出してください。提出がない場合は、無として取り扱います。
- ※ISO27000シリーズなど、他の登録状況については記入しないでください。

⑧ 資本金・自己資本額・営業年数・従業員数

- ※カンマなし、右詰めで数値を記入してください。金額は、千円単位で記入し、千円未満の端数は切り捨ててください。（他の数値記入欄についても同様）
- ※資本金・自己資本金は、財務諸表等から転記してください。
- ※個人事業者の場合、資本金は「0」となります。自己資本額は、期首資本金＋事業主借勘定＋事業主利益－事業主貸勘定で計算してください。（≒貸借対照表の資本合計の額）
- ※営業年数は、審査基準日現在における、物品等事業の営業年数を記入してください。（建設工事の申請とは営業年数の積算が異なりますのでご注意ください。）
- ※従業員数は、審査基準日現在における常勤役員・技術者・経理従事者・営業従事者等の合計人数（本店、全ての支店等の合計人数）を記入してください。（非常勤役員、非常勤職員、アルバイトは含めない。）

⑨ 課税区分

- ※法人税区分・消費税区分は、それぞれ法人税の課税・非課税、消費税・地方消費税の完納・未納・免除の別を選択してください。（消費税・地方消費税の「未納」とは、税務署との間で分割納付について協議済みである場合等を指し、税の「滞納」とは異なりますのでご注意ください。）

⑩ 前回受付番号

- ※前回受付番号は、八潮市での令和3・4年度登録時の物品等業種受付番号を記入してください。令和3・4年度名簿に登録をしていない場合は、空欄のままとしてください。令和3・4年度以前の受付番号は、絶対に記入しないでください。
- ※前回受付番号は、令和3年3月末又は令和4年2月末（追加登録分）に八潮市から送付した「令和3・4年度 八潮市物品等入札参加資格登録の受付番号について」の通知に記載しています。

⑪ 入札参加希望業種

- ※入札参加を希望する業種を、希望順位に従って、「業種・物品業務内容（一覧表）」の業種番号（2桁の数字のもの）を選び5つ以内で記入してください。業種番号を入力すると自動的に業種が入力されます。
- ※記入したそれぞれの業種について、物品業務内容の希望細目コード（4桁の数字のもの）を記入してください。希望細目コードはいくつでも選択することができます。希望細目コード（4桁の数字のもの）を入力すると自動的に物品業務内容が入力されます。
（注）希望細目コードは、事業者が請け負うことのできる業務を検索する際の情報となりますので、できるだけ広範囲に記入してください。業種について、どの項目を希望すればよいか分からない場合には、発注の仕方によって選択される業種が変わる可能性があるため、申請業種の上限内で該当しそうなものを幅広く申請されることをお勧めします。
- ※希望する業種・物品業務内容業務によって、申請を行う際に営業許可（登録通知書、免許又は許可通知書等）が必要となる場合があります。申請を行う際は、業種・物品業務内容（一覧表）より添付する登録通知書、免許又は許可通知書等を確認の上、必要な場合は写しを添付して申請を行ってください。（許可等が無い場合は、対応する業種・業務を申請することはできません。）

※それぞれの業種において、希望細目コードのその他（4桁の数字の末尾が99となっているもの）及び業種番号26「その他の物品」を選択した場合は、記述欄に具体的な内容（全角20文字以内）を記入してください。（記入例参照）

※売上高は、審査基準日直前1事業年度分（12か月分）について、入札参加を希望する業種ごとに消費税抜きの売上高を千円未満の端数を切捨てて記入してください。また、入札参加を希望する業種以外の物品等業種に係る売上高を「その他（希望業種以外）計」に記入し、合計には物品等業種に係るすべての売上高が計上されるように記入してください。合計は、財務諸表の売上高を超過しないよう注意してください。

（注）業種番号27「物品の買受け」の登録を申請する場合は、原則として、買受けた物品の転売、処分後の再販等の売上高を記入してください。

（注）売上高について、営業期間が1事業年度分（12か月分）に満たない場合、他社を吸収合併した等の理由により決算期の変更がある場合は、下記を参考に記入してください。

（1）1回目の決算手続きが完了していない場合

⇒売上高は0と入力してください。様式第4号の記述欄等にその旨を記入し、必要書類を添付してください。

（2）1回目の決算手続きのみ完了しているが、1事業年度の事業期間が11か月以下の場合

⇒次の売上高を入力してください。

1事業年度の売上高 ÷ 1事業年度の月数 × 12か月

（3）決算期変更がある場合

（直前の決算期が8か月、その前の決算期が12か月）

⇒次の売上高を入力してください。

直前の決算期8か月分の売上高+その前の決算期12か月分の売上高 ÷ 12か月 × 4か月

Ⅲ 申請後の注意事項

1 変更届について

- **物品等業種（土木施設維持管理を除く）の登録に係る変更については、紙書類申請による変更の届出が必要**となります。埼玉県電子入札共同システムによる、変更の届出は出来ません。
※建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務の登録に係る変更の届出については、埼玉県ホームページをご覧ください。

- (1) 申請事項に変更があった場合については、申請状況によりますので、問い合わせ先までご連絡ください。
- (2) 申請後、次に掲げる事項に該当するときには、直ちに届け出てください。
 - ア 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
 - イ 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき
 - ウ 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき
 - エ 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき
 - オ 役員、使用人等が贈賄、談合等の不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
 - カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による告発、排除、勧告又は課徴金納付命令等を受けたとき
 - キ 八潮市内で工事事故等を起こしたとき

2 入札参加資格の承継について

相続、合併、分割又は事業譲渡により、入札参加資格者から当該営業の一切を継承し、入札参加資格を承継しようとするときは、営業の一切を継承した日から90日以内を目途に、入札参加資格承継申請書に係る書類を添えて再審査を申請してください。詳細は、問い合わせ先までご連絡ください。

3 入札参加資格の抹消について

- (1) 入札参加資格者名簿に登載された方が、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、その方を入札参加資格者名簿から抹消します。
 - ア 「I 共通」の「2 申請できない方」の項（1 ページ）のアからエ、カ及びキの要件のいずれかに該当することとなったとき。
 - イ 金融機関に取引を停止されたとき。
 - ウ 事業主が死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
 - エ その他、市長が抹消すべき事実があると認めたとき。
- (2) 入札参加資格者名簿に登載された方が、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、その方を当該業種について入札参加資格者名簿から抹消します。
 - ア 入札参加資格者名簿に登載されている業種についての許可を受けていない者となってから90日を経過したとき。
 - イ 入札参加資格者名簿に登載されている業種についての営業を廃止したとき。
 - ウ 入札参加資格者名簿からの抹消について申し出があったとき。
 - エ その他、市長が抹消すべき事実があると認めたとき。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された方が、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、その方を入札参加資格者名簿から抹消することがあります。
 - ア 変更届を必要とする事項について届け出を怠ったとき。
 - イ 営業停止命令、営業の休止及び再開、官公需適格組合としての証明を受けられない者となったことについて届け出を怠ったとき。
 - ウ 資格審査申請書類、変更届、承継申請書、又はそれぞれの添付書類に、虚偽の事項を記載したことが明らかとなったとき。
 - エ 八潮市建設工事等指名競争入札参加者の資格等に関する規則第11条第1項第6号、第7号又は第8号に該当したとき。
 - オ その他市長が抹消すべき事実があると認めたとき。

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【販売】	01	文具	0101	文房具	
			0102	ゴム印	
			0103	印鑑	
			0104	紙	
			0199	その他	
	02	事務機器	0201	事務用機器	
			0202	事務用品	
			0203	複写機	
			0204	複写機用トナー	
			0205	プリンタ用トナー	
			0206	フィルム	
	03	家具・室内装備品	0299	その他	
			0301	家具全般	
			0302	ファイリングキャビネット	
			0303	什器	
			0304	建具	
			0305	畳	
			0306	カーテン	
			0307	カーペット	
	04	教材	0399	その他	
			0401	学校用教材	
			0402	保育用教材	
			0403	遊具	
			0404	玩具	
	05	図書	0499	その他	
			0501	書籍	
			0502	雑誌	
			0503	地図	
			0504	教科書	
			0505	図書館用品	
	07	雑貨・金物	0599	その他	
			0701	清掃用品	
			0702	トイレットペーパー	
			0703	ごみ袋	
			0705	金物	
	08	自動車	0799	その他	
			0801	乗用車	
			0802	貨物車	
			0803	軽自動車	
			0805	消防車輛	
			0808	給水車	
			0809	特殊車輛	
			0810	マイクロバス	
			0811	大型バス	
			0812	自転車	
			0814	部品・用品	
			0816	修理	
0817	整備				
0899	その他				

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【販売】	09	標識・看板	0901	道路標識	
			0902	カーブミラー	
			0903	バリケード	
			0904	保安灯	
			0905	表示盤	
			0906	交通保安用品	
			0907	看板	
			0999	その他	
	10	記念品	1001	記念・贈答品	
			1002	バッチ・メダル	
			1003	カップ・トロフィー	
			1004	徽章	
			1006	P R・イベント用品	
			1007	旗	
			1099	その他	
	11	選挙用品	1101	選挙用品	
			1102	掲示板作成	
			1199	その他	
	12	燃料	1201	ガソリン	※必要
			1202	軽油	※必要
			1203	重油	※必要
			1204	灯油	※必要
			1205	L Pガス	※必要
			1206	高圧ガス	※必要
			1299	その他（※電気供給等を含む。）	※確認（注1）
	13	楽器	1301	楽器	
			1399	その他	
	14	衣料品・寝具	1401	衣料品	
			1402	作業衣	
			1403	寝具	
			1404	タオル	
			1405	靴	
			1407	被服縫製	
			1408	ベッド	
			1499	その他	
	15	食料品	1599	その他	
	16	運動用品	1601	スポーツ用品全般	
			1699	その他	
	17	医薬品・防疫剤	1701	医薬品	※必要
			1799	その他	※必要
	18	工業用・理化学薬品	1801	工業薬品	※必要
			1802	農薬	※必要
			1803	試薬	※必要
			1804	消毒剤	※確認（注1）
			1899	その他	※確認（注1）
	19	百貨店	1901	百貨店	

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【販売】	20	建設用資材	2002	砂材	
			2003	砕石	
			2004	砂利	
			2006	木材	
			2009	コンクリート二次製品	
			2010	ほ装用材料	
			2016	鉄蓋	
			2021	グレーチング	
			2026	タイル	
			2027	水道用材料	
			2099	その他	
	21	消防用品・消防機材	2101	消火器	
			2102	消防用品	
			2103	消防設備	
			2104	スプリンクラー	
			2105	非常用備品	
			2106	防災用品	
			2107	非常用食品	
			2199	その他	
	22	電気製品・通信機器	2201	家電	
			2202	視聴覚・音響機器	
			2203	放送機器	
			2204	照明機器	
			2205	空調機器	
			2206	通信・無線機器	
			2207	電源装置	
			2208	蓄電池	
			2209	大型コンピュータ	
			2210	パソコン	
			2211	パソコン用プリンタ	
			2212	デジタルカメラ	
			2213	パソコン周辺機器	
			2299	その他	
	23	医療機器・衛生材料	2301	医療機器	※必要
			2302	福祉機器	
			2303	介護用品	
			2304	乳幼児用品	
			2306	環境衛生用品	
			2307	防塵マスク	
			2399	その他	
	24	厨房機器	2401	家庭用調理機器	
			2402	業務用調理機器	
			2403	給食用調理機器	
			2404	給食用食器類	
			2499	その他	

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【販売】	25	その他の機械器具	2501	ポンプ	
			2502	送風機	
			2503	冷凍機	
			2504	ボイラー	
			2505	草刈機	
			2506	焼却炉	
			2508	発電機	
			2509	水処理機器	
			2514	テント	
			2515	グラウンド等整備機械	
			2516	業務用空気清浄機	
	2599	その他			
	26	その他の物品	2601	その他の物品	
	27	物品の買受け	2701	鉄類	※確認（注1）
2702			アルミ	※確認（注1）	
2703			繊維	※確認（注1）	
2706			自動車	※確認（注1）	
2707			自転車	※確認（注1）	
2709			新聞・雑誌	※確認（注1）	
2799			その他	※確認（注1）	
【印刷の請負】	06	印刷	0601	一般印刷	
			0602	製本	
			0603	地図	
			0604	フォーム印刷	
			0605	ステッカー・カード	
			0606	出版物企画製作	
			0699	その他	
【役務の提供】	28	建物総合管理	2801	教育施設	
			2802	スポーツ施設	
			2803	駐車・駐輪場	
			2804	汚水処理施設	
			2805	公園・緑地	
			2806	リサイクル施設	
			2807	福祉施設	
			2808	水道・浄水施設	
			2809	その他の公共施設	
			2899	その他	
	29	建物警備	2901	有人警備	※必要
			2902	機械警備	※必要
			2999	その他	
	30	建物清掃	3001	一般建物	
			3002	公園	
			3003	防火水槽	
			3004	受水槽・貯水槽	
3099			その他		

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【役務の提供】	31	建物設備機器管理	3101	消防・防災設備	
			3102	電気設備	
			3103	通信設備	
			3104	空調設備	
			3105	ボイラー	
			3106	エレベータ	
			3107	自動ドア	
			3108	排煙設備	
			3109	照明設備	
			3110	油槽	
			3199	その他	
	36	浄化槽管理	3601	浄化槽保守点検	※必要
			3602	浄化槽清掃	※必要
			3699	その他	
	37	廃棄物処理	3701	一般廃棄物収集	※必要
			3702	一般廃棄物運搬	※必要
			3703	一般廃棄物処理	※必要
			3704	廃棄文書機密処理	※必要
			3705	廃棄情報媒体機密処理	※必要
			3706	廃棄情報機器機密処理	※必要
			3707	産業廃棄物収集	※必要
			3708	産業廃棄物運搬	※必要
			3709	産業廃棄物処理	※必要
			3799	その他	
	38	検査・分析業務	3801	漏水検査	
			3803	環境測定	
			3804	水質検査	
			3807	メーター検針	
			3808	細菌検査	
			3899	その他	
	39	調査業務	3901	行政診断	
			3902	世論調査	
			3903	経営調査	
			3904	労務調査	
			3905	土地・建物現状調査	
			3906	電波障害調査	
			3907	情報システム化調査	
			3909	政策提言	
			3999	その他	
	43	折込広告業務	4301	広告企画	
			4302	広告印刷	
			4303	広告折込	
			4399	その他	

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【役務の提供】	46	電算業務	4601	システム開発	
			4602	プログラム開発	
			4603	データ入力	
			4604	バッチ処理	
			4605	運用支援	
			4606	電算処理	
			4699	その他	
	47	その他の業務委託	4701	研修企画・実施	
			4705	会議事録作成	
			4706	害虫等駆除	
			4707	消毒	
			4709	一般衣料等クリーニング	※必要
			4799	その他	
	51	福祉サービス	5103	配食サービス	
			5199	その他	
	52	給食・調理	5201	給食調理	
			5202	給食配送・回収	
			5205	食器洗浄	
			5299	その他	
	53	人材派遣	5301	電話交換	※必要
			5302	案内・受付	※必要
			5303	通訳・翻訳	※必要
			5304	図書整理	※必要
			5305	資料整理	※必要
			5306	料金収納	※必要
			5309	電算機オペレート	※必要
			5399	その他	※必要
	【その他】	40	写真・地図作成業務	4001	航空写真撮影
4002				衛星写真撮影	
4003				マイクロ写真撮影	
4004				地図作成	
4099				その他	
41		映画・広告作成	4101	映画制作	
			4102	ビデオ制作	
			4103	番組制作	
			4104	記録写真制作	
			4105	アルバム制作	
			4106	デザイン制作	
			4107	広告企画・制作	
			4199	その他	
42		イベント企画・設営	4201	イベント企画	
			4202	イベント運営	
			4203	イベント会場設営・撤去	
			4299	その他	

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【その他】	44	運搬業務	4401	貨物運搬	※必要
			4402	書類運搬	
			4403	貴重品運搬	
			4404	貨物保管	
			4405	放置車両運搬	
			4406	放置自転車運搬	
			4407	引越し	
			4499	その他	
	45	リース・レンタル業務	4501	バス・自動車	
			4503	建設機械	
			4504	プレハブ・ユニットハウス	
			4505	テント	
			4506	什器・備品	
			4507	寝具類	
			4509	簡易便所	
			4511	複写機	
			4512	パソコン・プリンタ	
			4513	パソコン周辺機器	
			4514	通信・放送機器	
			4515	福祉機器	
			4516	医療機器	※必要
	4517	福祉用品			
	4599	その他			
	48	旅行関連	4803	観光バス運行	※必要
			4804	送迎バス運行	※必要
			4899	その他	
	49	保険業務	4901	損害賠償保険(※自動車損害賠償保険を除く)	
4999			その他		
50	金融	5099	その他		

業種番号	業種	希望細目コード：物品業務内容	営業許可（登録通知書、免許又は許可通知書等）
分類：【販売】			
12	燃料	1201:ガソリン	・石油製品販売業届出 又は ・揮発油販売業者登録証
		1202:軽油	
		1203:重油	
		1204:灯油	
		1205:L P ガス	・液化石油ガス販売事業登録
		1206:高圧ガス	・高圧ガス販売事業届出 ※高圧ガス製造許可を有する場合は、あわせて提出すること。
		1299:その他（※電気供給等を含む。）	・小売電気事業（注1）
17	医薬品・防疫剤	1701:医薬品	・薬局開設許可証 又は
		1799:その他	・医薬品販売業許可証
18	工業用・理化学 薬品	1801:工業薬品	・毒物劇物販売業登録票
		1802:農薬	・農薬販売届
		1803:試薬	・毒物劇物販売業登録票
		1804:消毒剤	※毒物等に該当しないものは除く（注1）
		1899:その他	
23	医療機器・衛生 材料	2301:医療機器	・管理医療機器販売業届出書 又は ・高度管理医療機器等販売許可証
		2701:鉄類	・古物商営業許可証 ※古物に該当しないものは除く（注1）
2702:アルミ			
2703:繊維			
2706:自動車			
2707:自転車			
2709:新聞・雑誌			
2799:その他			
分類：【役務の提供】			
29	建物警備	2901:有人警備	【埼玉県内に本店を有する場合】 ・警備業認定証 【埼玉県外に本店を有する場合】 ・警備業認定証 ・埼玉県公安委員会への営業所設置等届出
		2902:機械警備	・警備業認定証 ・埼玉県公安委員会の機械警備業届出書
36	浄化槽管理	3601:浄化槽保守点検	・埼玉県の浄化槽保守点検登録証
		3602:浄化槽清掃	・八潮市の浄化槽清掃業許可証
37	廃棄物処理	3701:一般廃棄物収集	・八潮市の一般廃棄物処理業許可証（処理の区分について、「収集」に○印あるもの。）
		3702:一般廃棄物運搬	・八潮市の一般廃棄物処理業許可証（処理の区分について、「運搬」に○印あるもの。）

業種番号	業種	希望細目コード：物品業務内容	営業許可（登録通知書、免許又は許可通知書等）
37	廃棄物処理	3703:一般廃棄物処理	・八潮市の一般廃棄物処理業許可証（八潮市内に処分施設を有する場合。処理の区分について、「処分」に○印あるもの。） 又は ・処理施設を有する市町村の一般廃棄物処分許可証（「処分」について許可のあるもの。）
		3704:廃棄文書機密処理	・処分施設の所在する都道府県の産業廃棄物処分業許可証 ※特別管理産業廃棄物処理業許可証を有する場合は、あわせて提出すること。
		3705:廃棄情報媒体機密処理	
		3706:廃棄情報機器機密処理	
		3707:産業廃棄物収集	・埼玉県の産業廃棄物収集運搬業許可証 【埼玉県外に処分施設が所在する場合】 ・処分施設の所在する都道府県の産業廃棄物収集運搬業許可証 ※特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を有する場合は、あわせて提出すること。
3708:産業廃棄物運搬	・処分施設の所在する都道府県の産業廃棄物処分業許可証 ※特別管理産業廃棄物処理業許可証を有する場合は、あわせて提出すること。		
3709:産業廃棄物処理			
47	その他の業務委託	4709:一般衣料等クリーニング	・クリーニング所開設届
53	人材派遣	5301:電話交換	・労働者派遣事業許可証
		5302:案内・受付	
		5303:通訳・翻訳	
		5304:図書整理	
		5305:資料整理	
		5306:料金収納	
		5309:電算機オペレート	
5399:その他			
分類：【その他】			
44	運搬業務	4401:貨物運搬	※下記いずれかの許可証を有すること。 ・一般貨物自動車運送事業許可証 ・特定貨物自動車運送事業許可証 ・貨物軽自動車運送事業許可証 ・貨物利用運送事業許可証
45	リース・レンタル業務	4516:医療機器	・管理医療機器賃貸業届出書 又は ・高度管理医療機器等賃貸業許可証
48	旅行関連	4803:観光バス運行	・一般貸切旅客自動車運送事業許可証
		4804:送迎バス運行	・一般貸切旅客自動車運送事業許可証 又は ・特定旅客自動車運送事業許可証

（注1）必要な場合は、提出してください。

上記に記載されたもの以外で、申請する業種に関して保有している許可証、登録証等がありましたら写しを提出してください。（提出は任意）

入札（見積）書、委任状作成時の注意事項

入札（見積）書は、入札参加資格の登録をしている代表者または代理人が作成してください。特に、入札においては、入札参加資格を有しない者が入札書を作成し、無効となる場合もあることから、以下の入札書及び委任状に係る記載方法について、注意してください。

※名簿は、八潮市ホームページ（トップページ＞事業者向け＞入札・契約＞入札参加資格）に掲載

〇〇〇〇 年度 閲覧用登録業者名簿

受付番号 法人番号	商号又は名称（委任先）	郵便番号	所在地
●●●●●●	株式会社〇〇商店 八潮支店	●●●●●●	埼玉県八潮市中央●丁目●番地●

①入札書の『住所・氏名』は、名簿に登録された『商号又は名称（委任先）』の入札参加資格を有する者（この場合は支店長など）を記入し、その者の登録印（この場合は支店長などの印）を押印する。

（契約）様式第4号の1（第4条関係）

入 札 書

1 件 名

令和 年 月 日

住 所 埼玉県八潮市中●丁目●番地●

氏 名 株式会社〇〇商店 八潮支店
支店長 △△ △△

上記代理人

氏 名 八潮 太郎

八潮市長 大山 忍 様

支店長印

八潮

③代理人（直接、入札書を提出する者）、押印（代理人は登録印は無し）の整合性を確認する。

②入札参加資格を有する者の住所・氏名・押印（この場合は支店長などの印）の整合性を確認する。

委 任 状

私は、八潮 太郎 八潮 を代理人と定め、下記の案件に関する

住 所 埼玉県八潮市中央●丁目●番地●

氏 名 株式会社〇〇商店 八潮支店
支店長 △△ △△

八潮市長 大山 忍 様

支店長印